平成24年11月 2日 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 横山 辰夫

1 当該招請の主旨

本業務については、久米島仲里ほかの多機能型地震観測装置に広帯域強震計を設置するために必要な待受作業を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、既設多機能型地震 観測装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等(以下、「特定法人等」 という。)との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 広帯域強震計(久米島仲里ほか)設置待受作業
- (2)業務内容 多機能型地震観測装置の既設速度計及び加速度計を地震計台内で移動させる。その 後、装置全体の動作確認及び中枢局(気象庁本庁)との疎通確認等を行う。
- (3) 履行期限 平成24年12月28日(金)

3 業務目的

多機能型地震観測装置の地震計台内に、広帯域強震計を設置する場所を確保することを目的とする。

4 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 平成22・23・24年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ③ 沖縄気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件

多機能型地震観測装置が地震津波観測業務に重要であることを理解し、地震津波観測業務へ与える影響を最小限に止めつつ本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

既設多機能型地震観測装置の性能・機能の仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示

す項目について、個々の要件を満足するような技術を有すること。

- (4) 守秘性に関する要件
 - ① 沖縄気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 沖縄気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
- (5)業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有するとともに、本業務後に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6)業務実績に関する要件

地震及び震度を観測する装置、伝送装置並びにソフトウェアに関する調整の実績があること。

(7) その他

既設多機能型地震観測装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造 及び改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

 $\mp 900-8517$

沖縄県那覇市樋川1-15-15 沖縄気象台会計課 第一契約係 電話 098-833-4282 FAX 098-833-4300

(2) 説明書の交付期間、場所

平成24年11月2日から平成24年11月12日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成24年11月13日 17時まで (1)に同じ 持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。
- (3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 平成22・23・24年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は公募説明書による。